

東京都北区止水板設置工事助成交付要綱

22北ま道第4067号

平成23年2月24日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、総合的な水害対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため止水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「止水板設置工事」という。）に対して、区がその工事に要する経費の一部を助成することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この要綱は北区の全域において適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、「止水板」とは、建築物の出入り口等に設置し、浸水に耐える材質で、取り外し又は移動が可能なもの（原則として金属板）とする。

2 この要綱で「関連工事」とは、止水性を高めるために行う工事で、次のものをいう。

- (1) 内外壁の止水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) その他区長が必要と認める工事

3 この要綱で「管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）（以下「区分所有法」という。）に基づき、区分所有者全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体をいう。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次のいずれかのものとする。

(1) 北区内に住宅、店舗、事務所等を所有する者（以下「住宅所有者」という。）で、申請日より1年以上前から北区に住民登録をしている個人及び本店又は支店等の登記をしている法人とする。

(2) 北区内の共同住宅（集合住宅）における管理組合の区分所有法に定める管理者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成金の交付対象としない。

(1) 法令又は条例、要綱により止水板の設置を義務付けられている者又は建物

(2) 浸水被害を拡大させる恐れのある半地下駐車場など周辺地盤面より掘削し土地利用を行う箇所を有する住宅等所有者。ただし、本要綱の制定以前に建設したものは除く。

(3) 止水板設置工事について、国、東京都又は北区からこの制度以外の助成を受ける者

(4) 国、地方団体その他これに準ずる団体

(5) 建物等の売買又は営利を目的として所有している建物等に止水板設置工

事を行う者

(6) 住民税、法人税等を滞納している者

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、予算の範囲内において止水板設置工事に要した費用の2分の1とし、一つの建物について50万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、一つの建築物につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 この要綱による助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、止水板設置工事費助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 設置箇所案内図、同位置図、写真

(2) 工事計画図面及び止水板仕様が明示されている図面類

(3) 工事見積書の写し

(4) 土地及び建物の登記事項証明書

(5) 納税に関する書類（第4条第1項（1）に該当する者）

ア 個人にあつては、前年度の住民税を滞納していないことを証する書類

イ 法人にあつては、前年度の法人住民税を滞納していないことを証する書類

(6) 管理組合に関する書類（第4条第1項（2）に該当する者）

ア 当該年度又は前年度の管理組合総会による止水板設置申請への同意書類

イ 管理者を示す書類

(7) その他区長が必要と認める書類

2 代理人が申請者に代わって申請するときは、前項に規定する書類のほか委任状（別記第2号様式）を添付しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の申請があつたときは、書類を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、止水板設置工事費助成金交付決定通知書（別記第3号様式。以下「交付決定通知」という）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは止水板設置工事費助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事完了届)

第8条 前条第1項の規定により交付決定通知を受けた者は、この要綱に基づき助成金の交付が決定された工事（以下、「工事」という。）が完了したときは止水板設置工事完了届（別記第5号様式。以下「完了届」という。）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) しゅん功図（平面図、立面図、設置図、構造図など）
- (2) 工事写真
- (3) 工事費の領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認めた書類

（助成金の額の確定及び通知）

第9条 区長は、前条の規定により完了届の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに現地確認を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、止水板設置工事助成金確定通知書（別記第6号様式。以下「助成金確定通知」という。）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 前条の規定により助成金確定通知を受けた者は、止水板設置工事助成金請求書（別記第7号様式）により区長に助成金の交付を請求できるものとする。

2 区長は、前項の規定により請求があったときは、請求内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第11条 区長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に助成金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令の規定に違反したとき。

（委任）

第12条 この要綱の実施のため必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成28年4月1日28北土道第1822号部長専決）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月21日3北土道第2303号副区長専決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和6年1月16日5北土道2656号副区長専決）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年6月20日7北土道1626号区長決裁）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。